



(財)財務会計基準機構会員

平成19年8月23日

各 位

会 社 名 マルシェ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 谷垣 雅之
(コード番号 7524 東証・大証1部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 川角 茂樹
(TEL : 06-6624-8100)

第三者割当による第1回乃至第10回新株予約権発行に関する補足説明

(行使価額修正条項付新株予約権の発行に関する補足説明)

当社は、平成19年8月17日開催の取締役会において、第三者割当による第1回乃至第10回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議し同日発表いたしました。本新株予約権の発行に関する説明を求めるとご要望が株主、投資家の皆様から寄せられましたので、下記のとおり補足説明をさせていただきます。

記

<今回のエクイティ・ファイナンス実施の目的>

居酒屋業態をはじめとする外食産業の競争が益々激化する中、当社は新業態の開発や新規出店を進めるとともに、店舗の統廃合または改修・改装を行い、業容の拡大と収益性の向上を常に図っているところでございます。当社は、今後の持続的な成長のためには、経営環境を見極めたくて迅速な新規出店を行うこと、および適時適切に店舗の改装・改修を行うことが特に重要であると考え、計画を進めております。

競争が引続き激化する中で、この計画を着実に実行するためには、資金需要が具体化したタイミングで、エクイティ・ファイナンスや借入金による資金調達を含む多様な調達手段の中から、その時の株価動向や金利水準をはじめとする市場環境、経営環境等を勘案し、最良の調達手段を選択する途を確保しておくことが必要不可欠であると考えております。

そこで、現時点においては、必ずしも喫緊の資金需要や早急な自己資本拡充の必要性はございませんが、下記の<本新株予約権を選択した理由>にございます本新株予約権の特徴を勘案し、将来において当社が資金調達を必要とした場合に備えて本新株予約権を発行しておくことにより資本政策の自由度を高め、環境変化に臨機応変に対応することが可能になると考え、今回本新株予約権の発行を決議した次第です。

<本新株予約権を選択した理由>

当社は今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、本新株予約権の特徴である、

- ① 行使価額の修正開始が決定された後、割当予定先が行使最終期日までに行使を希望する新株予約権の

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関する補足説明のための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

個数を表明し、行使に先立ちその出資金総額を当社に支払うため、当社は出資金総額分の資金調達ができること

- ② 割当日の2ヶ月後以降、当社の判断で行使価額の修正開始を決定できるので、本新株予約権の行使が開始されるタイミングをコントロールすることができること
- ③ 行使価額の修正開始の決定後、新株予約権の行使の時期や価額が分散され、株価への影響の低減が期待できるとともに、一定の条件の下で、円滑かつ着実な自己資本拡充が期待できること
- ④ 行使価額の修正開始の決定後、株価が上昇した場合には希薄化が抑制されること
- ⑤ 資本政策の変更が必要になった場合には、当社の判断により残存する本新株予約権の全部または一部を取得できること

等を勘案し、本新株予約権の発行が当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断いたしました。

<行使価額の修正について>

本新株予約権の行使価額は、当初、発行決議日の株価終値よりも高い1,231円に設定され、割当日の2ヶ月後以降、当社の判断により、各回ごとに行使価額修正の開始を決定することができます。

当社が行使価額修正の開始を決定せず、現状のように行使価額が当初のまま固定されている場合には、株価が当初の行使価額を上回らない限り、本新株予約権が行使される合理性はないものと考えております。

さらに、当社は、将来資金需要が具体化した段階で、その時の市場環境、経営環境等を勘案するとともに、他の選択可能な資金調達手段と十分比較検討した結果、本新株予約権の行使価額修正の開始を決定して行使促進を図ることが最良の選択であると判断した場合に限り、行使価額修正の開始を決定する所存でございます。

<本新株予約権の商品性>

本新株予約権は、①行使価額が、当初、発行決議日の株価終値よりも高く設定されております。②割当日の2ヶ月後以降、当社の判断により回数ごとの行使価額の修正開始の決定が行われると、行使価額は、その時の株価の90%に修正され、以降毎月一度その時の株価の90%に修正される、という設計となっております。③行使価額の修正開始決定後、株価が上昇すれば行使価額も上方修正され希薄化の度合いが小さくなり、株価が下落すれば行使価額も下方修正され希薄化の度合いも大きくなります。

また、④当社が各回の本新株予約権ごとに行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先は、行使最終期日までに一定の条件の下でどれだけの新株予約権を行使するかを表明し、行使することを表明した個数の新株予約権の出資金総額（注）の払込みを行い、当該出資金総額は、割当予定先がその後一定の条件の下で新株予約権の行使を行うことに伴い資本に切り替わる設計となっております。さらに、⑤当社の判断で、いつでも残存する本新株予約権の全部または一部の取得が可能となっております。

（注）出資金総額：割当予定先が行使最終期日までに行使することを表明した新株予約権の個数×新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額。

以上

この文書は、当社の第1回乃至第10回新株予約権発行に関する補足説明のための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<ご参考：第1回乃至第10回新株予約権の概要>

(回号毎に共通した内容となっております。)

発行方法	野村証券株式会社への全額割当
新株予約権の総数	10 個
新株予約権の払込金額	300,000 円 (新株予約権 1 個当たり 30,000 円)
新株予約権の行使に際し払込むべき金額	100,000,000 円 (新株予約権 1 個当たり 10,000,000 円)
当初行使価額	1,231 円
下限行使価額	513 円
上限行使価額	2,052 円
行使可能期間	平成 19 年 9 月 5 日～平成 23 年 9 月 2 日
行使価額の修正	平成 19 年 11 月 5 日以降平成 22 年 9 月 3 日まで、いつでも当社の事前通知により行使価額の修正を決定することができる。修正後の行使価額は、初回：時価修正決議日の直前 5 取引日の東証終値平均値の 90% (適用は時価修正決議日の 6 営業日後から)、以後：毎月第 2 金曜日の直前 5 取引日の東証終値平均値の 90% に修正される。
取得条項	<ol style="list-style-type: none">1. 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日 (当該取締役会後 2 か月を超えない日に定められるものとする。) を別に定めた場合、新株予約権を取得する。2. 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (以下「組織再編行為」という。) につき当社株主総会 (株主総会の決議を要しない場合は、取締役会) で承認決議した場合、新株予約権を取得する。3. 当社は、当社が本新株予約権の発行後平成 22 年 9 月 3 日までの間に行使価額修正の決定を行わない場合、新株予約権を取得する。4. 当社は、本新株予約権の発行後、5 連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、新株予約権を取得する。
包括行使請求について	<ol style="list-style-type: none">1. 包括行使請求 (条件付権利行使の意思表示) 包括行使請求には、権利行使最終期日の前取引日までに、個別行使請求がなされず、かつ、デフォルト事由、取得事由が発生しない場合に効力が生じる。2. 新株予約権者は、包括行使請求を行う場合には、行使価額修正の決定がされた新株予約権のうち、行使を希望する新株予約権分の出資相当額を、包括行使請求書提出期間内に発行会社に支払うものとする。
その他	当社は、割当予定先である野村証券株式会社が、日本証券業協会が平成 19 年 5 月 29 日に公表した『「会員における MSCB 等の取扱いについて」理事会決議 (自主規制会議)』に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10% を超えるような新株予約権の行使を行わないことについて合意する予定であります。

なお、詳細は平成 19 年 8 月 17 日付「第 1 回乃至第 10 回新株予約権発行に関するお知らせ (行使価額修正条項付新株予約権の発行)」をご参照下さい。

この文書は、当社の第 1 回乃至第 10 回新株予約権発行に関する補足説明のための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。